

厚生労働省

老健局長 大島一博 様

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の

人員基準等の臨時的な取扱いに対する追加要望書

令和2年3月3日

一般社団法人全国介護事業者連盟

専務理事 斉藤正行



新型コロナウイルス感染症の拡大に対して貴局より日ごとに現場の実情を踏まえた追加対策を発信して頂いていることに感謝申し上げます。当連盟におきましても、介護サービス事業所への情報伝達に注力するとともに、国民生活の安全を守るための社会インフラたる介護サービスを途切れることなく実施できる体制整備に最大限協力してまいり所存です。

さて、介護サービス事業者が感染症の拡大を防止するための活動に注力するためには、今後の感染拡大による介護サービス事業所への影響に対する備えも万全を期する必要があります。

令和2年2月28日に北海道では『緊急事態宣言』が発信をされました。これを受けて、特定多数の利用者受入れを行う通所系サービスや短期入所サービスにおいて、サービス予約キャンセルの申し入れが殺到している状況にあるとの報告が多数上がってきており、中小事業者を中心とした介護事業者の事業の継続性が危ぶまれており、引いては、地域金融機関の不良債権の増大、地域経済の影響へと連鎖的に繋がることも想定されます。同様の事態が全国各地でも生じ始めており、今後は都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下、「都道府県等」という。）より休業要請が発せられることも視野に入れる必要があると認識しています。更には他の介護サービスにおいてもウイルス感染に伴う影響により職員確保が困難な状況が加速される可能性も考慮しなければならないと考えています。

上記のような事態を想定した場合には、緊急事態であるとの認識にたち、地域の介護事業及びサービス事業所間が緊密な連携を図り要介護高齢者への介護サービスを途切れさせないことを最優先に考えていくと同時に、各介護事業者の事業の継続性を図るために、以下の事項を「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」へ追記頂くことを要望致します。

◆要望事項

①令和2年2月24日に発せられた「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」同28日に発せられた「第3報 問3に対する回答」に定められた取扱いを都道府県等からの休業要請及び自主的な休業の場合のみならず、著しい利用者の利用控えが生じた際にも適用範囲を拡大されることを切に願います。

※なおその場合には、例えば通所サービスを利用している方へのサービス提供と、通所サービスを控え

た利用者に対する訪問サービスの提供を可能とし、通所サービスにおける人員基準については人員基準が満たされていないことを認めるなどの緩和措置が必要であります。

②同じく、上記①に関する取扱いの介護サービス区分が「通所系サービスの場合」との表記となっており、短期入所サービスや小規模多機能型居宅介護などの取扱い基準が不明瞭であることから、想定されるサービス区分全てに拡大されることを切に願います。

※なおその場合における各種サービス単価や時間区分の取り決めを検討する必要があります。例えば一律、通所サービスと同等のルールとする等の公平性の担保も必要になると考えます。

③具体的な取扱いにおける参考として示された「令和元年度台風第 19 号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて 2. サービス種別（1）訪問介護②その他」に定められた取扱いをサービス区分全てに拡大されることを願います。

※なおその場合における各サービス提供の人員配置における資格要件について緩和を検討して頂きたい。

④同じく、上記③に関する取扱いについて、同一法人内だけでの対応に限定せず、法人間での在籍出向（本人及び事前の事業者間での同意に基づく）に関する人員体制の変更の届出についても事後的な報告を認めて頂くなど柔軟なルールを定めて頂くことを願います。

※③④の実行可能な体制を整備頂くことで、感染拡大とともに、万が一に介護事業所で感染者が発生した場合などにも、特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護、それぞれのサービス事業を提供している法人が、法人の垣根を超えて地域で介護インフラを支える環境整備が可能となります。

⑤上記①～④の実施に際して、ルールを悪用し不当な収益確保に対する防止策の検討も考える必要があると考えます。

これらの要望事項はすでに発せられている取扱いの考え方を準用したのですが、周知徹底が図られ実行できる体制整備が為されれば、新型コロナウイルス感染症が拡大された場合でも、あらゆる地域の各介護サービス事業所間の団結と連携により、介護サービスの継続が担保されることとなります。

以上

事 務 連 絡
令和2年2月24日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
振 興 課
老 人 保 健 課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等
の臨時的な取扱いについて（第2報）

今般、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」（令和2年2月17日）が公表されたところです。今後、介護サービス事業所等（通所、短期入所等に限る。以下、同じ。）において、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されます。

この場合について、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、柔軟な取扱いを可能としますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いいたします。

具体的な取扱いについては、「令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」（令和元年10月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）における取扱いの考え方を参考にさせていただきますようよろしくお願いいたします。

また、「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」（令和2年2月18日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）における取り扱いを踏まえ、介護サービス事業所等について、都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下、「都道府県等」という。）からの休業の要請を受けて休業している場合においても、都道府県等と相談し、また、利用者等の意向を確認した上で、「令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」における取扱いの考え方を参考に、別紙1「都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合における取扱いについて」のとおり、実際に提供したサービスについて、相応の介護報酬の算定が可能です。

都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合における取扱いについて

1. 休業となった事業所と異なる事業所、公民館等の場所を使用して、当該事業所が指定を受けたサービスに相当するサービスを提供した場合

算定方法

通常提供しているサービス費と同様に、サービス提供時間等に応じ介護報酬を算定すること

2. 居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合

算定方法（通所系サービスの場合）

提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分（通所系サービスの報酬区分）を算定する。

ただし、サービス提供時間が短時間（通所介護であれば2時間未満、通所リハであれば1時間未満）の場合は、それぞれのサービスの最短時間の報酬区分（通所介護であれば2時間以上3時間未満、通所リハであれば1時間以上2時間未満の報酬区分）で算定する。

なお、当該利用者に通常提供しているサービスに対応し、1日に複数回の訪問を行い、サービスを提供する場合には、それぞれのサービス提供時間に応じた報酬区分を算定できるものとするが、1日に算定できる報酬は居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に相当する報酬を上限とし、その場合は、居宅介護サービス計画書に位置付けられた提供時間に対応した報酬区分で算定する。

※ なお、居宅サービス計画書に基づいて通常提供しているサービスが提供されていた場合に算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとする。ただし、その他新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に算定基準を満たすことができなくなる場合等については、「令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」における取扱いに準じることに留意されたい。

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 28 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等
の臨時的な取扱いについて（第 3 報）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 2 月 17 日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 2 報）」（令和 2 年 2 月 24 日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡。以下「第 2 報」という。）でお示ししているところです。

本日、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 3 報）」を送付いたしますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

問3 第2報で示された取扱は、都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合における取扱いとして示されたが、感染拡大防止の観点から特に必要と考えられることから介護サービス事業所等が自主的に休業した場合も、同様の取扱いが可能か。

(答)

可能である。

事 務 連 絡
令和元年 10 月 15 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

令和元年台風第 19 号に伴う災害における
介護報酬等の取扱いについて

今般の令和元年台風第 19 号に伴う災害について、被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、介護報酬等の取扱いについて、下記のとおり整理することといたしました。

つきましては、管内市町村及びサービス事業所等への周知を徹底して頂きますよう、よろしくお願いいたします。

なお、事業所等が被災したことにより、一時的に指定等に係る基準（以下「指定等基準」という。）、介護報酬の基本サービス費や加算の算定要件を満たすことができなくなる場合等がありますが、以下に示すものは例示であり、その他の柔軟な取扱いを妨げるものではないことを申し添えます。

記

1. 各サービス共通事項

(1) 新たに介護が必要になった場合の要介護認定の取扱い

被災等により他の市町村に避難した者について、新たに介護が必要となった場合は、避難先の市町村において要介護認定の事務を代行し、事後的に避難元の市町村に報告する等の柔軟な取扱いとしても差し支えない。

その際、認定の重複を避けるため、可能な範囲であらかじめ避難前の市町村と連絡をとる等、適切な対応を図られたい。

2. サービス種別

(1) 訪問介護

① 特定事業所加算

㉞ 特定事業所加算の算定要件である定期的な会議の開催やサービス提供前の文書による指示・サービス提供後の報告について、今般の被災等により、やむを得ず当該要件を満たすことができなくなった場合についても、当該加算の算定は可能である。

㉟ 今般の被災等により、介護職員等の増員や新規利用者の受け入れ、サービス提供回数の増等を行った事業所については、特定事業所加算の有資格者等の割合や重度要介護者等の割合の計算及び配置すべきサービス提供責任者の員数の計算の際、当該職員及び利用者数等を除外して算出してもよい。

② その他

今般の被災等により、訪問介護等に従事する介護職員が不足した場合、例えば、一時的に通所介護事業所の職員（介護職員初任者研修修了者）を代わりに従事させるときは、通常、介護保険法第75条等に規定する届出を行う必要があるが、緊急性の高さに鑑み、届出時期の猶予等の柔軟な運用を図り、被災者等のサービスの確保に努められたい。

なお、平成11年4月20日の全国課長会議において、「運営規程の内容のうち『従業者の職種、員数及び職務の内容』については、その変更の届出は1年のうちの一定の時期に行うことで足りる」旨の周知を行っており、適宜参照されたい。